

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに

熊本県 最低賃金

令和8年
1月1日から
時間額

1,034 UP
前年比
82円
円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!



最低賃金に関する
特設サイト

最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
熊本労働局または
最寄りの労働基準監督署へ

熊本労働局 検索



賃金引上げ
特設ページ
賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者
の皆さんへ

業務改善
助成金



働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、
働くすべての人に適用されます。確認したい賃金^(※1)と勤務地の
都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう！^(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。^(※2)

A 時間給の方

$$\text{時間給} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額(時間額)} \text{ 円}$$

B 日給の方

$$\text{日給} \text{ 円} \div \text{1日の平均所定労働時間} \text{ 時間} = \text{時間額} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額(時間額)} \text{ 円}$$

C 月給の方

$$\text{月給} \text{ 円} \div \text{1か月の平均所定労働時間} \text{ 時間} = \text{時間額} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額(時間額)} \text{ 円}$$

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) → B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう！

業務改善助成金とは？

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の要件



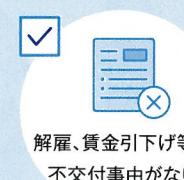
事業場内最低賃金の引上げ



引上げ後の賃金額の支払い



生産性向上に資する機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック！



助成金支給までの流れ



1 交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2 交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施



3 実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出



4 支給
支給額を支給
する

手続きを動画で
チェック！



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R7.9)

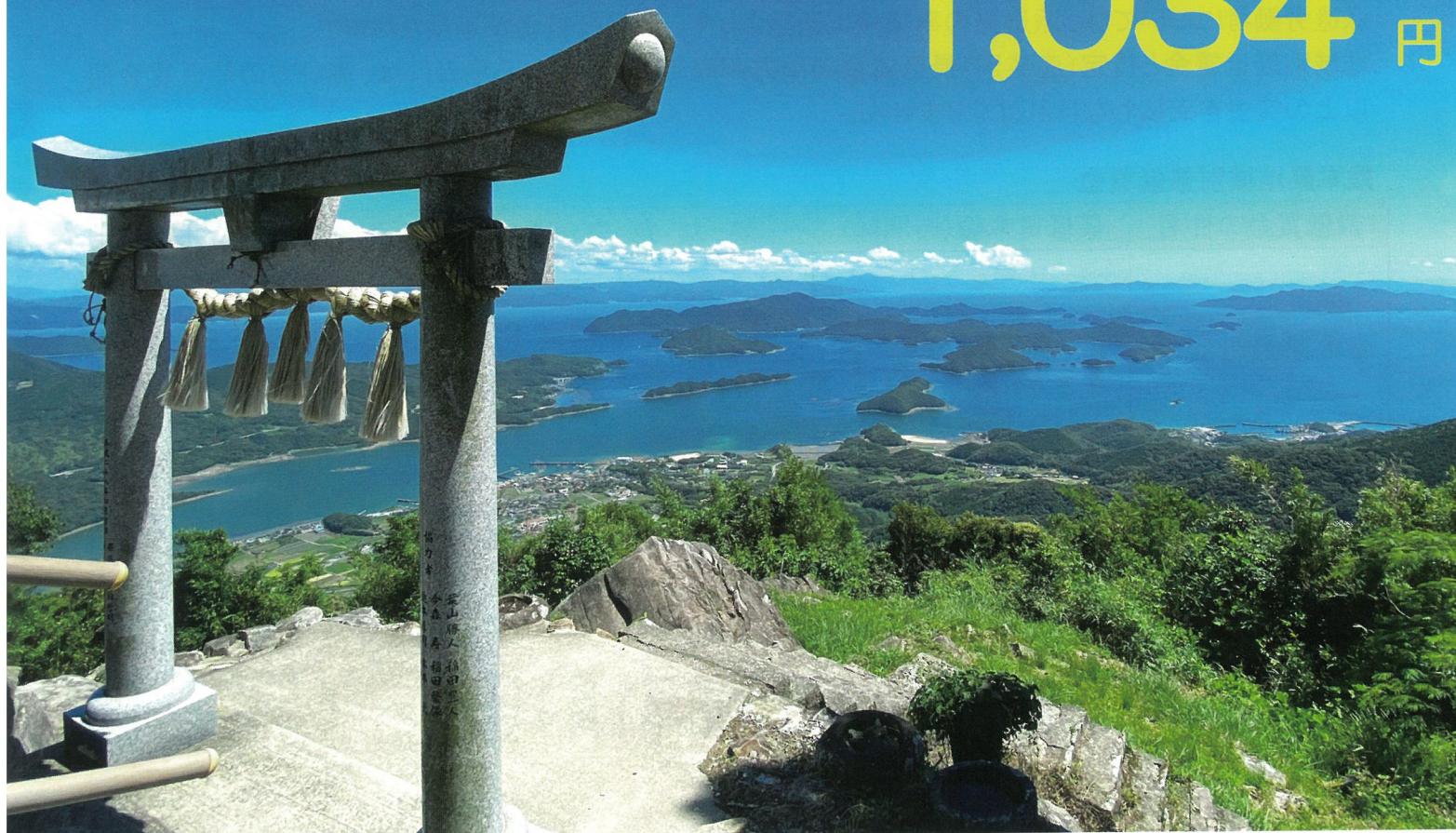
熊本県最低賃金

働く人も、雇う人も。必ず確認、最低賃金！

令和8年1月1日から

時間額

1,034 円



倉岳神社（天草市）

写真提供：熊本県観光連盟

熊本県特定（産業別）最低賃金

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

令和8年1月1日から

時間額 **1,063** 円

自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業

令和8年1月1日から

時間額 **1,074** 円

百貨店、総合スーパー

※最低賃金法第6条第1項により

令和8年1月1日から
熊本県最低賃金

時間額 **1,034** 円
が適用されます。

最低賃金に関するお問い合わせは

熊本労働局労働基準部賃金室 TEL 096-355-3202

または

最寄りの労働基準監督署（熊本・八代・玉名・人吉・天草・菊池）へ

中小企業事業者向け 業務改善助成金

最低賃金引上げ・生産性向上を支援します！

ぜひご活用ください。

業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440

熊本労働局ホームページ

熊本労働局 検索

「熊本県の最低賃金」のページでは、熊本県の最低賃金に関する各種情報をご覧いただけます。



熊本働き方改革推進支援センター

賃金引上げ等、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じるワンストップ無料相談窓口です。

TEL 0120-041-124



熊本県の最低賃金

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

熊本県内で事業を営む使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

熊本県地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用範囲
熊本県最低賃金	1,034 円	令和8年1月1日	熊本県内のすべての労働者に適用されます。

熊本県特定(産業別)最低賃金

産業	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用除外等
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,063 円	令和8年1月1日	次に掲げる者を除きます。 ○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの(※) ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、上記の他に、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又はこん包の業務(これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。)に主として従事する者
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,074 円	令和8年1月1日	
百貨店、総合スーパー	(改正なし 855円) * 最低賃金法第6条第1項により、令和8年1月1日からは 1,034 円 が適用されます。	(令和4年12月15日) 令和8年1月1日	(※)外国人技能実習生は、この「技能習得中のもの」には該当しないため、特定(産業別)最低賃金適用の対象になります。

注1 最低賃金は、常用・臨時・パート・学生アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

注2 最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③時間外割増賃金など
- ④休日割増賃金など
- ⑤深夜割増賃金など
- ⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

注3 特定(産業別)最低賃金の産業の名称は、日本標準産業分類によるものです。